日本産業教育学会　関東地区部会

第２７回　　エルゴナジー研究会
報告集

2010 年5月１５日(土)

於　職業能力開発総合大学校

研究会プログラム

	テーマ	
田中萬年	中国の職業能力開発事情 ー中国職業教育学会報告と 寧波職業技術学院見学よりー	1
倉田研一	美容師養成制度史研究１ ―大正期における美髪学校設立の動機について	2

■報告１

田中萬年

中国の職業能力開発事情

－中国職業教育学会報告と寧波職業技術学院見学より－

■報告内容

報告内容は、下記のブログをご参照ください

(1) 中国の工業力の背景は何か？　http://d.hatena.ne.jp/t1mannen/20100412

(2)「中国の職業教育・訓練」藍欣　http://d.hatena.ne.jp/t1mannen/20100416

(3) 中国の労働権と職業訓練権　http://d.hatena.ne.jp/t1mannen/20100419

(4) 中国「職業教育学会」での質疑　http://d.hatena.ne.jp/t1mannen/20100429

(5) 寧波職業技術学院NINGBO POLYTECHNICの教育訓練
http://d.hatena.ne.jp/t1mannen/20100503

美容師養成制度史研究　２
―戦前期における資格制度の特徴について―

２０１０年5月１４日

放送大学教養学部　　倉田研一

１．はじめに
２．問題意識
３．先行研究
４．考察　　４－１女髪結の活動の記録が少ない理由
　　４－２女髪結の近代化を促進した要因
　　４－３戦前期における理美容の資格制度の特徴
５．結語

１．はじめに

美容師養成制度史研究１[1]では、大正２年（１９１３）に日本で最初に設立された東京女子美髪学校を中心に、東京府において大正期に正式に認可された美容学校（表,１）の設立動機について論考した。その結果「賤業からの脱却」と言う目的が最初にあったことを明らかにした。特に当時の女髪結業者の素行に問題ありと言う批判が存在し、これに対応することこそが―修身の教科が該当する[2]―まず業界の近代化に必要であるという判断があったものと考えられる。第２には、美顔術を理解する上で重要な皮膚の生理解剖学などの医学的知識の吸収が、新しい女髪結を養成するに相応しい教育内容であったと考えられる。第３に、施術の過程における衛生管理に関しても不備が認められるという点で、客に対して清潔であることを示す意味での器具及び布片の消毒方法や、感染症予防に関する知識の習得が必須の教科として採用されている。制度史研究１では、東京女子美髪学校の設立動機にのみ言及したが、ここでは表,１に示したように大正期に東京府で正式に設立された６校の美容学校の設立目的及びカリキュラムからこれらを導き出した。今後もさらに詳細にカリキュラム分析を試みてその意味するところを検討してゆかねばならない。その一つとして考えられるのは、近代日本の女子教育思想が良妻賢母主義にあったことに対して、当時稼ぎも良く、腕一本で自立できる女髪結という仕事との間には矛盾があること

表.1　大正期に東京府で認可された美容学校（６校）の設立目的

設立年	学　校　名	設立者	設立目的	洋髪 衛生
大２ １９１３	（私立）東京女子美髪学校[3]	佐伯秀一 後二葉もと	結髪の知識技能を授け貞淑有為の婦人を養成	無 有
大３ １９１４	日本女子美髪学校[4]	勝目新平 後吉田むめ	美髪美顔其他美容に関する知識技能を授け貞淑有為の女子美術家の養成	無 有
大１０ １９２１	日本女子美容術学校（美容術の専門校）[5]	北原十三男	美容術,毛髪,化粧品の知識技能を授け女子の職業として高級なる美容術家の養成	無 有
大１１ １９２２	東京婦人美髪学校[6]	山崎清吉 山崎のぶ子	女子に結髪,婚礼着付け衛生学に関する知識技能を習得させ自営の道を授ける	無 有
大１５ １９２６	私立日本美髪美容女学校[7]	和田鼎	女子結髪美顔美装の知識技能,道徳並びに女子一般の作法を教授する	欧風束髪 有
大１５ １９２６	高木女子美髪学校[8]	高木きく	女子に道徳及び結髪法婚礼美装美容,生理衛生学の知識技能を授け有為の美容美髪師を養成	有 有

＊１　表中洋髪は、洋髪技術の教科の有、無。衛生は衛生管理・皮膚科学等の教科の有、無を表す。

にどのように折り合いをつけたのかという疑問である。また戦前期の職業教育に関する研究も、その多くは農業や工業に関わることがらが中心で、女子を主体とする職業教育に関する記述は少ない。またそれも断片的であることが多く、医師や薬剤師などの専門職からさまざまな手仕事までも含めた女子の職業教育を横断的に研究した例はほとんどないと考える。このような研究の一助とするためにも女子の美容技術者―戦前期は女髪結い―の養成が過去どのように行われてきたのかを明らかにする必要があると確信する。

この研究のそもそもの目的は、研究領域の確立にあることを美容師養成制度

史研究１で述べた。その際に制度史を含めて美容師養成に関わる研究全体を表現するのに「美容師養成教育」としたいと述べたが、ここに「養成」と「教育」と言う同義語が存在すると言う批判をいただき改めて「美容技術者教育」と言う用語で表現することにした。

現在、「美容」と言う言葉で表現される仕事として、エステ、メイク（化粧）やネイル（美爪）着付けさらにアロマテラピー（美容に関わるリクライゼーション）[9]など、それぞれ専門職として確立された分野が存在している。しかも、髪形を扱うことを除いて、これらの仕事に美容師免許は必要としていない。しかしながらこれらには、客の身体の一部に接するという共通する概念[10]が存在しかつ、外面ばかりでなく内面的な美しさを表現するというところにも同じ目的があると言う意味で、「美容技術者」が最も妥当な用語であると考えるからである。またもう少し広く考えると資格こそ違え、美容整形や針灸、マッサージなどの医療技術者教育との接点ついても検討しなければならない。

研究領域確立の最大の課題は、美容に最も近い仕事である理容との関係構築である。研究に熱心であるのは現在も理容業界であることを考える時、研究成果を共有しなければならないのにもかかわらず統一した用語で表現できないからである。筆者は「美容技術者教育」としたいと考えているが現行法規上でも異なる法律ゆえに、その統一は困難かと考える。しかしどのように表現するにせよ今後研究は協力してゆかねばならない。今後の理容・美容業界を支えてゆく若者の未来の為に、研究領域確立を実現させなければならないと考える

２．問題意識

美容師養成制度史１では、東京府における美容学校のみを研究対象としたが、実際にこの大正期には、他の道府県においても認可された美容学校は存在した。ただし、東京女子美髪学校は日本における最初に認可された学校であり、また大正期に設立された学校数が最も多い６校あることで、東京府についてのみを研究対象にしたのである。今後は他の道府県についてもその設立の状況を調査してゆかねばならないと考える。なお日本理容美容教育センター編の「美容現代史」[11]によれば、美髪および美容と称する学校は東京府を除けば大正期に９校設立されていることになっているが、この中で確認ができたのは２校に過ぎない。

明治以降、昭和２２年（１９４７）に「理容師法」として統一法が成立する

まで関連する法規は各道府県別に存在した。その名称は「理髪営業取締規則」[12]「理髪業取締規則」などと称し基本的には、現在の理容と美容が対象となっていた。ただし、昭和２年（１９２７）東京府においては、明治３２年（１８９９）に制定された「理髪営業取締規則」を改正して「美容術営業取締規則」[13]とした。ここでいう美容術とは、現在でいう「理容」と「美容」並びに「美顔」に関する営業をさしている。さらにこの規則は、昭和１０年（１９３５年）には「理容術営業取締規則」へと名称変更されている。ここで東京府が美容術と称した理由については明らかにされていないが、他府県における規則との比較においての違いは「美顔」の記述があるか否かの違いによるものではないかと推測される[14]。

規則の名称が変われども、その意味するところは衛生管理についての規定に他なく、明治期における規則の制定以後最初の大きな改正点は、大正期に試験制度の導入があったことである。これには「試験制度により理髪業者の資格を定めたい」[15]という業界の思惑が存在した。しかし、戦前期は規則が道府県別に制定されており、その意味で言えば試験制度の導入についても、考え方に温度差があったと考えられる。そこで最初の試験制度導入の動機と特徴を見出し、加えて大正期に設立された美容学校がどのような役割を担ったのかを検討することとする。

３．先行研究

戦前における女髪結すなわち今日の美容師の人材育成に学校が舞台として登場したのは、大正２年の東京女子美髪学校であったことは先に述べた。この当時「美容」がごく一部では使われていたが、江戸時代から一般的に女子の髪形を扱う仕事は「女髪結」と称していた。しかし「髪結学校」とせずになぜ「美髪学校」としたのかに関しては不明であるが、新しい時代に相応しい名称として「美髪」が選らばれたと考えることもできる。また、この「美髪」は、明治３９年（１９０６）に理容業界―当時は理髪業界―がその近代化をめざす意味で創設した研究・教育団体である「大日本美髪会」[16]からの引用であると考えることもできる。

各種学校としての美髪・美容学校について最初に触れたのは、小金井義であると考えられる。小金井は、各種学校を歴史的に検討する中で髪結の養成はもっぱら徒弟制度によりおこなわれていたが、職業人の養成も組織的であること

の必要性が業界から提唱されことによって学校が設立されたと述べている[17]。また、女髪結の試験制度については昭和５年（１９３０）に確立されたと[18]している。

さらに詳しく理髪および女髪結の試験制度に関して記述しているのは、日本理容美容教育センターが出版した『美容現代史』と『理容現代史』である。髪結から理髪（美髪）さらに理容へ、女髪結から美髪さらに美容へと、職業をあらわす呼称の変化はすなわち業界の近代化を表現しており、この間において制度の整備が課題であった。規則の制定や学校の設立はその課題を克服する為であったことが書かれている。特に『理容現代史』においては、その理髪の近代化を「賤業意識からの脱出」と表現しており、業界の地位向上と言う目的に対して「理髪営業取締規則」の制定、「大日本美髪会」の創立、明治４３年（１９１０）設立の「明治理髪学校」の３つが大きな役割を果たしたと述べている[19]。この「賤業意識」については、江戸時代店舗による営業ばかりでなく、「廻り」と称し出張による営業が行われており、特にこれに携わる髪結の社会的地位は低かったことに一つ原因があった[20]。また明治期以降においても一部に髪結職人的気質から抜け切れず無学文盲で、衛生面からも世の誹謗をあびると言った状況が存在したことも挙げられている[21]。

試験制度の導入については、大正２年（１９１３）１０月に当時の理髪業界における諸問題を話し合う為に開催された第１回日本全国理髪師大会において「大日本美髪会」が提案したのが最初だとしている[22]。この時には、全国統一の理髪営業取締規則制定も大日本美髪会が提案して同じく可決している。

これらの理髪業界の動きに対して女髪結業界においては、明治以降、大正初期に至るまで近代化の為の組織的な活動に関する記述は認められなかった[23]。明治１８年（１８８５）結成された「婦人束髪会」は、衛生上、経済上、交際上害あるとして日本髪を洋風の結髪に改めることが目的にあった[24]。しかしこの団体は、女髪結達が中心となって組織されておらず、軍医である渡辺鼎と雑誌編集者の石川瑛作の二人の男性が提案者であった。しかもこの婦人束髪会と女髪結との間に何らかの交渉があったのかについての史料は現在のところ発見できていない。婦人束髪会の目的に、外国人の日本人への蔑視意識の一掃という意図がそこにあり、男尊女卑が充満している当時このことを言えるのは男性であった[25]という解釈をしている。

その後この束髪は、多くの批判の中でも普及してゆくが、それが決定的に変化を遂げるのは、大正期に髪にウエーブをつけたり断髪にするという髪形が出現したことによる[26]。これら洋髪技術の普及はマリールイズ[27]などの欧米で技

術を取得した当時の技術者によって伝授されていった。しかしながら大正年間に正式に東京府で認可設立された美髪学校（美容学校）のカリキュラム中に洋髪技術に関する教科は、高木女子美髪学校以外に見出されていない。したがって「美容師養成制度史研究１」で明らかにしたように、大正２年の「東京女子美髪学校」設立の意図は、女髪結の近代化にあったとはいえその本質は「賤業からの脱却」にあったと考えられる。これは、前述したように理髪業にとっても共通する課題であった。

その大正７年（１９１８）に大阪府において念願の試験制度が公布され、翌年大正８年に実施されている[28]。ただし女子が対象になるのは大阪府での条例改正により大正１２年（１９２３）からとなっている[29]。『美容現代史』においては試験制度の導入の経緯についての記述はほとんどなく、『理容現代史』によると当時大阪において中国人理髪業者の進出があり、安価でマッサージや耳掃除なども行う為、人気を集めていたことへの対応策として試験制度が導入されたとしている[30]。これ以後関西圏の府県を中心に試験制度が実施され、東京府における実施は昭和５年（１９３０）であった。

日本の公的職業資格制度研究を著した辻は、横断的な制度史研究をなし、理美容業についても記述がある。最初の理髪試験の導入の動機は、「もぐり業者を排除し過当競争による生活不安から逃れたいという生活要求にもとづく」としている[31]。その根拠を、大日本美髪会の大正３年（１９１４）第１回大会における「試験制度をもって資格を定める」と言う議決で説明している。また理美容の職業資格制度に関しては、第２次大戦後に「理容師法」が統一法規として定められその中に資格規程が成されたことによって成立したとしている[32]。辻は公的職業資格の概念規定を次のように著している[33]。

1．法律、政令、省令、告示（明治初期の太政官布告、達等も含む）のいずれか、またはそれらの複数の法令によって身分が規定されている
2．職業上の身分に限られる
3．不特定多数の人が、国（または国の委嘱を受けた機関）が行う試験その他の競争的な審査を受け、同時に複数の人が獲得できる身分である
4．公務員以外の人でも取得できる身分である（≠任用資格）
5．主として、知識。技能に関する身分である（選任資格のなかでも例えば作業所等の最高責任者などについては知識・技術上の規定が曖昧なので除外する）

この公的職業資格制度については依田有弘が、まず概念把握をしている[34]。

次に辻の上記の著書でその発展過程が検討されている。植上は前者については、公的職業資格と教育との関係が論じ切れていないこと、後者に関しては日本における職業教育として中心的役割を持つ各種学校・専門学校と公的職業資格との関係の検討がほとんどなされていないことを指摘している[35]。

植上は理美容について、まず江戸期から存在し徒弟制度によって養成が成されていたが、社会の急激な変化の中で「衛生面などでの意識の変化や技術や理論の向上をはかる」ために各種学校が自主的に設立されたと述べている[36]。なお、ここでは戦前期における理髪試験制度導入に関する記述はなく、公的職業資格制度化は理容師法の成立以後としている[37]。

以上のように戦前期においては、理美容の資格制度の存在は認められず、戦後の「理容師法」により公的職業資格としての意味をもったといえる。

４．考察

４－１．女髪結の活動の記録が少ない理由について

ここでまず、戦前期における理美容師つまり理髪師と女髪結の制度上における特徴を述べると「理髪営業取締規則」に根拠があったことである。ただしこれは道府県別に定められたものでそれが統一し法令となったのは戦後の昭和２２年（１９４７）で、「理容師法」がこれに該当する。また、理容と美容が分離独立した法令となるのは、昭和３２年（１９５７）である。昭和前期におけるにおける理髪業界の統一法令制定の運動にもかかわらずその実現は戦後となった訳である。

ここで重要なことは、制度上では女髪結が理髪に組み込まれていた歴史が長いというである。特に先行研究でも述べたが、美髪学校の設立以前における女髪結像が浮かび上がってこないことがこのことを良く表している。また試験制度に関しても、理髪に準じて採用されたのではという憶測以外にその動機は判然としない。これに対して理髪業界は「大日本美髪会」を中心とする公の活動の記録があることに加え、明治初期より同業者組合などの活動記録が存在するのである[38]。

男性が主体の髪結については、近世以降における存在形態、身分的特質、由緒などさまざまな視点からの研究がなされているが、女髪結の実態は近世から明治維新以降についても明らかになっていない[39]。これは特に江戸期における公序良俗に反するとする女髪結の度重なる禁制と言う社会的実態に対して、男の髪結はその営業が認められ、さらに営業の場の確保から、それを株として売

買するなど記録として残ったことが前提となっている。このことについては「美容師養成制度史研究１」においても触れているので繰り返しになるが、経済史の立場から横山は、女髪結の集団化、組織化への意欲の希薄さを第１に、公的に営業が認めらせず、その営業形態も「廻り」と称する顧客を個別に訪問するという実態において集団形成には至らず、第２にそれだからこそ集団の論理には馴染めず明治以降においても、集団化組織化して排他的独占をするような動機に欠如していたと説明している[40]。営業の場と労働を公的認可がなくても維持できるという自負がそこに存在していたからであったと見ることもできるのではなかろうか。

記録化されなかったもう一つの理由としては、男子の髪形が明治４年（１８７１）の断髪令以降、地域によっては断髪を強制すると言った状況の中で「ちょんまげを切る」という過激なる西洋化が進展し、社会現象を引き起こしたのに対して、女子の髪形は大正期に至るまで、途中で束髪等の髪形のイメージチェンジ程度の変化があったにせよ男子におけるような髪形の変化はなく、さらに理髪におけるような技術及び道具・器具・設備に至るまでの変化もほとんどなかったのではなかろうか。もちろん明治後半になると少数ではあるが女子の「美顔術」[41]や「西洋風髪形」を扱う店舗が出現するが、女髪結の世界ではまだ、江戸期以来の髪を結うという技術がそのまま通用したといえる。このことは、新しい技術を吸収する機会を得ぬままに女髪結の近代化を遅らせた原因となったという解釈も出来る。

このように女髪結の仕事の場やその特質からくる状況が、その組織化や記録化を妨げる要因であったと考えることが出来る。

４－２．女髪結の近代化を促進した要因

前節までで述べてきたように、女髪結自身がその制度上に対する主体的な主張があったにせよその記録がなかったのである。今回のテーマでは、理髪業界の動きから女髪結達の動向を探るということになった。結論を言えば美容業界における試験制度の導入は、行政側の「公衆衛生上一定標準の特別知識と技術が必要となった為」という動機が主体であったと言え[42]、当時の美容師つまり女髪結たちの試験制度に対する考えは見いだせなかった。

これに対して理髪業界は、その近代化にむけて明治期に「理髪営業取締規則」制定、「大日本美髪会」の創設、「明治理髪学校」の設立とその課題を果たしたことは３．先行研究のところで述べた。地位向上への第１段階が明治期において実現され、さらなる第２の段階として統一法令の制定と試験制度による資格

を定めることが大きな課題となったのである。そもそもの目的は「賤業からの脱出」[43]にあったこと、つまり地位向上・近代化であったと既に述べてある通りである。しかし最初の大阪府における試験実施は、その当時に問題となった中国人理髪師を排除すると言うように[44]、目的が変節したのである。しかも試験制度の実施は大阪を中心に中国人移民者の多い西日本の府県がこれに追随しているのである。言い換えれば、ここには既得権を守るという論理が働いたものと言える。

辻は、これについては理髪業界がもぐり業者の排除のために資格制定運動をしたという解釈をしているが[45]、その前の段階において地位向上という目的があったことについては触れていない。しかし今日における理美容師養成制度が、はたして誰のためのものかという疑問を持つ時に、既得権を守るという論理が現在も生きているということを否定できるであろうか。

このような理髪業界の動きの渦中に大正２年（１９１３）に「東京女子美髪学校」が設立されたのである。この学校の設立には「賤業からの脱却」という動機が存在したことは既に述べてある。それと同時にこの学校の設立は、いままで女髪結の記録が乏しい中にあって、公に認められる記録として存在するという意味で価値あると考える。男性名での設立者の届け出などを除くとしても、そのカリキュラムや設立の目的などを通して分析が可能である。特に衛生管理の知識や方法及び皮膚に関する生理解剖や感染症に関する知識などは大正期の東京府で認可された美容学校のカリキュラム中に存在することで、学校が何をめざしたかが認識できるのである（表.１）。

理髪業界においてはその近代化をめざすために明治３９年（１９０６）大日本美髪会という研究・教育団体を発足させて、全国に向け「衛生の改良進歩を図る」という目的でさまざまな運動を展開させた[46]。しかし女髪結の業界ではこのような動きは全く認められていない。しかし明治４３年（１９１０）に東京に「明治理髪学校」[47]が誕生した３年後の大正２年に「東京女子美髪学校」が設立されている事を考えると女髪結の近代化の端緒となったのは「学校」といえるのではなかろうか。実際に東京府における理髪学校の設立は明治大正を通して２校に対して、美髪学校は６校であった。

さらにマーセルウエーブなどの洋髪技術については、その技術が大正期以後に伝わったことを考えると、この大正期における学校が、このことに対応するのに相応しい環境として存在していたと言える。このように理髪業界の組織化による近代化に対して、学校化による近代化を女髪結たちは果たしたと考えられる。なお東京府における試験採用[48]は昭和５年であり、この時点での美容学

校の試験への対応は認められなかった。

４－３　戦前期における理美容の資格制度の特徴

戦前期における理美容師試験（理髪及び女髪結試験）の特徴は、道府県別の規則に定められた条件の下で実施されたことで、辻のいう国が定めた法令の下にという、公的職業資格の概念規定[49]にまず当てはまらないことになる。しかしながら昭和５年以降になると多くの道府県で、試験が実施されることになり実質的には資格制度としての意味を持つのではと考えることもできるのである。

この試験によって許されることがらは、営業所の開業であり営業所の管理が許可されるというものであった[50]。したがってこの試験の合否に関係なく従業員として働くことはできたのである。これは今日では管理美容師[51]と言う開業資格にあたるが、戦前期においては現行の業務独占資格である「美容師」「理容師」という資格は存在しなかったのである。また試験に合格すると試験合格証書が与えられるだけでそこには免許の表示はないのである。以上のように戦前期における理髪営業取締規則は、資格制度からはやや距離を置いた存在であったと言える。

先に統一法令の制定運動が理髪業界にあったことを述べた。実際に昭和４年には議会で内務省令理容衛生取締規則が可決されながら内閣更送のあおりを受けて廃案になっている[52]。大正期には声を上げなかった美容業界の女性たちも昭和に入ると、自己主張を始める。昭和２年（１９２７）に日仏整容学校[53]を設立した山本久栄は統一法令制定の建議書を作成して国会議員に働きかけたという[54]。しかしながらこのような記述は今のところ少数で組織化された活動の記録も発見できていない。

なお、昭和初期における美容師養成の学校化の過程を明らかにしている緑川は、学校化の要因を「洋髪技術の登場」と「試験制度の導入」にあったとしている[55]。本稿では学校化は既に大正期に「賤業意識からの離脱」を目的に始まったと解釈している。しかもカリキュラムの中に洋髪技術は、大正期のほとんどの学校に存在しておらず、開業認可試験の実施も大正１２年以降であったのである。また緑川はこの当時の試験制度は「美容師の資格取得」であると解釈している[56]が、本稿では開業に関わる認可試験であり、美容師の業に関わる資格ではないことを明らかにした。なお昭和期以降は緑川が論述している[57]以上に学校化が促進されたと考えられる。それは女髪結いの近代化は学校が舞台になったと考えるからである。女髪結の近代化の第２ステージに登場したのが試験という関門であったといえるのである。

５．結語

女髪結の法令上の規定は、各道府県の「理髪衛生取締規則」によって定められたのが最初で、大正１２年にはこの規則にもとづく試験が大阪府で実施された。ただしこの場合統一法令ではなかったという意味で、公的資格制度ではなかったという判断ができる。さらに、この試験によって与えられるのは、営業権を認める合格証であっていわゆる免許ではなかった。この意味でも公的職業資格制度ではなかったと言える。

戦前におけるこういった記録を導くのには、女髪結の持つ記録よりも男性の側つまり理髪の歴史の中から引き出す必要がある。それは女髪結が、職業として認められないという時代が長かったため、その記録が残らなかったためである。その江戸期から明治期に禁制が解かれた後においても、この特質は継続されたのである。ところが大正期の美容学校の設立は、影の存在であった女髪結を表舞台へ登場させた。そしてそれ以降学校を中心に女髪結の「賤業からの脱却」というテーマを持った近代化が進行していったと考えられる。

注

1　倉田研一「美容師養成制度史研究　１―大正期における美髪学校の設立の動機について」２０１０、日本産業教育学会エルゴナジー研究会

2　東京都公文書館３０１－Ｄ７－０９，大正２年「東京女子美髪学校学則」同史料中普通科及び高等科のカリキュラムに「修身」の科目があり、その内容は、「道徳の要旨、礼法」となっている。尚下記に示した５校のカリキュラムにも同様の教科が存在する。

3　東京都公文書館同史料。

4　東京都公文書館３０１－Ｅ１－０７、大正３年「日本女子美髪学校学則」。

5　東京都公文書館３０４－Ｆ７－１５　Ｄ１０４、大正１０年「日本女子美容術学校学則」。

6　東京都公文書館３０４－Ｃ２－０３、大正１１年「東京婦人美髪学校学則」。

7　東京都公文書館３０７－Ｄ３－０９　Ｄ１２１，大正１５年「私立日本美髪美容女学校学則」。

8 東京都公文書館３０７－Ｄ４－０３　Ｄ１２２、大正１５年「高木女子美髪学校学則」。

9 大岳美帆　『美容業界で働く』ペリカン社、２００４、３～４頁。

10 「関係法規・制度　美容」平成１５年度版、日本理容美容教育センター、２００３、２５頁。
「衛生とはなにか」の中に、人と人が接触することによって病気に感染したり、健康がむしばまれることを防ぐということが、衛生の基本的な概念であることが、説明されている。さらに積極的な意味で健康の増進を図ることも含まれている。

11 日本理容美容教育センター編「美容現代史」日本理容美容教育センター、１９７０、２０４～２０９頁。
文章中では大正４年設立の大阪美髪学校（２０６頁）と大阪美容専門学校（２０９頁）となっているが、正しくは大阪美髪女学校で、現在は大阪美容専門学校として存在する。
大正１３年設立の日本高等美容学校（２０６頁）は設立当初神戸美髪九十九学校と称し何度かの名称変更の後、神戸に現在もBEAUTY　ARTS　KOBE日本高等美容専門学校として現存する。

12 「警視庁告諭第１号　理髪業組合規約中に加うべき事項」警視庁東京府公報第１１５号明治３２年１０月２４日、東京都公文書館。
「警視庁令第１１号　理髪営業取締規則」警視庁東京府公報警視庁告示明治３４年3月6日、東京都公文書館。
理髪業を公衆衛生面から規制した最初の告諭。これの意味するところは、理髪営業において伝染病予防を義務づけている点にある。なおこれより２年後の明治３４年に「理髪営業取締規則」が東京府で最初に定められている。

13 「警視庁令第２１号美容術営業取締規則」警視庁東京府公報警視庁公示昭和２年6月２１日、東京都公文書館。

14 岡田道一「婦人理容衛生読本」南光堂書店、１９３１、附録１～２０頁。
東京府（昭和５年）「美容術営業取締規則」と大阪府（大正１３年）「理髪営業取締規則」が掲載されている。

15 日本理容美容教育センター編『理容現代史』日本理容美容教育センター、１９７０、１０２～１０３頁。

[16] 同、８１～９０頁。
なお坂口茂樹「日本の理髪風俗」雄山閣、１９７２，２７２～２８５頁にも大日本美髪会の活動の記述があるが、明治期における活動の記述がここにはほとんどない。

[17] 小金井義　「各種学校の歴史⑨―大正期・昭和前期における各種学校(3)」『各種学校教育』第１２号、全国各種学校総連合会事務局、１９６７、１６７～１７０頁。

[18] 同、１７０頁。

[19] 前掲『理容現代史』７５～７６頁。

[20] 前掲『理容現代史』５５頁。

[21] 前掲『理容現代史』４５頁。

[22] 前掲『理容現代史』１０２～１０４頁。

[23] 前掲『美容現代史』１９１～１９５頁。

[24] 前掲『美容現代史』８０～８２頁。

[25] 前掲『美容現代史』８６～８７頁。

[26] 前掲『美容現代史』１２０～１２１頁。

[27] 前掲『美容現代史』１２０～１２１頁。
なおマリールイズについては新美容編集部編「素晴らしき美容昭和史　昭和元年～昭和１０年　その⑥　マーセル・ウエーブとマリールイズ」『しんびよう』１９８７年1月号Ｎｏ49，新美容出版、８１～８７頁に詳細に述べられ、さらに現在のマリールイズ美容専門学校のホームページにも女史の紹介文が掲載されている。http/www.marie-louise.ac.jp（２０１０．５．１３検索）
これらによるとマリールイズが大正２年設立した「美容講習所」が、日本で最も早く洋髪技術を組織的に伝授したと考えられるが、この「美容講習所」は正式に認可された学校ではなく、正式認可は昭和４年であった。

[28] 前掲『理容現代史』

[29] 前掲『美容現代史』１９～２０頁。巻末の年表で実施年が判明、本文中にに詳細なる記述なし。

[30] 前掲『理容現代史』１０７～１１１頁。

[31] 辻　　功「日本の公的職業資格制度の研究」日本図書センター、２００２、２０４頁。

[32] 同、２０５～２０６頁。

[33] 辻前掲書、１４～１７頁。

[34] 依田有広「日本の公的職業資格について」大月書店編集部編『現代の労働組合運動６』大月書店、１９７６。

[35] 植上一希「公的職業資格と専門学校の歴史的考察」『生涯学習・社会教育研究』２８号、東京大学教育学研究科生涯教育計画講座社会教育研究室紀要編集委員会、２００３、４１～５１頁。

[36] 同、４３頁。

[37] 植上前掲書、４６頁。

[38] 坂口茂樹『日本の理髪風俗』雄山閣、１９７２、２０６～２１８頁。

[39] 横山百合子「１９世紀江戸・東京の髪結と女髪結」高澤紀恵・アラン・テイレ・吉田伸之編『別冊都市研究　パリと江戸　伝統都市の比較史へ」吉川弘文館、２００９、８５頁。

[40] 同、９８～１００頁。

[41] 「ハツコエンドウグループ企業沿革」ホームページ
『遠藤波津子四代の歩み』より
http://www.hatuko-endo.co.jp/cannpany/history.html
（２０１０．５．１３検索）。

[42] 前掲『美容現代史』２２８～２２９頁。

[43] 前掲『理容現代史』７５頁。

44 前掲『理容現代史』１０７～１０８頁。

45 辻前掲書、２０４頁。

46 前掲『理容現代史』８１～９０頁。

47 東京都公文書館６２９－Ｃ６－０３　Ｄ０７８　明治４３年「明治理髪学校設置の件」

48 「警視庁令第３０号美容術営業取締規則」警視庁東京府公報警視庁公示昭和５年７月３日、東京都公文書館。

49 辻前掲書、１４～１７頁。

50 「警視庁令第３０号美容術営業取締規則」警視庁東京府公報警視庁公示昭和５年７月３日、東京都公文書館。

51 管理美容師については財団法人理容師美容師試験研修センターのホームページに説明がある。
http://www.sb.rbc.or.jp/2006/11/post_26.html
（２０１０，５，１４検索）

52 長徳之助編「理容師法施行５０年史」全国理容環境衛生同業組合連合会、１９９８、２８～２９頁。

53 東京都公文書館３０９－Ｆ２－２３　Ｄ１２６　昭和２年「日仏女子整容学校設立ノ件」

54 新美容編集部編「素晴らしき美容昭和史　昭和元年～昭和１０年　その④女子整容大学園と山本久栄」『しびよう』１９８６年１１月号Ｎｏ４７、新美容出版、９５～１０１頁。

55 緑川ゆかり「女子職業教育の変容過程」『産業教育学研究第２８巻第２号』日本産業教育学会、１９９８、２５～３２頁。

56 同、２５頁。

57 緑川前掲書、３０～３１頁。

美容師養成制度史研究　2

—戦前における資格制度の特徴—

2002年5月15日
放送大学教養学部
倉田研一

1

結論

戦前期の理髪営業取締規則において実施された試験は公的職業資格として意味を持てなかった。

理由1. 理髪営業取締規則が国の統一法規ではなかった
理由2. 試験によって与えられるのは、開業許可にかかわる証明書であった

2

公的職業資格の概念規定

1. 法律、政令、省令、告示のいずれか、またはそれらの複数の法令によって身分が規定されている
2. 職業上の身分に限られる
3. 不特定多数の人が、国が行う試験その他の競争的な審査を受け、同時に複数の人が獲得できる身分である
4. 公務員以外の人でも取得できる身分である

3

4. 主として、知識、技能に関する身分である
（選任資格のなかでも、例えば作業所の等の最高責任者等については知識・技術上の規定が曖昧なので除外する）
辻功「日本の公的職業資格制度の研究」より

4

簡略業界史・学校の設立

以下規則と略す

年号	行政	業界
1871(M4)	断髪令	
1885(M18)		婦人東髪会
1901(M34)	規則(警視庁)	
1906(M39)		大日本美髪会
1910(M43)		明治理髪学校
1911(M44)		東京理髪学校
1913(T2)		東京女子美髪学校
		第1回日本全国理髪師大会

5

年号	行政	業界
1914(T3)		日本女子美髪
1919(T8)	理髪試験(大阪)	
1921(T10)		日本女子美容術
1922(T11)		東京婦人美髪
1923(T12)	結髪試験(大阪)	
1925(T14)		東京婦人美容協会

6

年号	行政	業界
1926(T15)		私立日本美髪美容女学校 高木女子美髪学校
1927(S2)	美容術営業取締規則に変更(東京)	日仏整容学校
1930(S5)	試験実施(東京)	

7

今後の課題

1. 美容学校は、業界のエリートを養成するために存在したのではなかろうか(日仏整容学校)。
2. 学校で先生と呼ばれたい、それによって社会的地位を得たことになるのではと言う思惑の上に設立されたのでは。自らの「賤業意識からの脱却」への近道はこれだったのでは。
3. ステータスを得る手段としての学校設立。

8

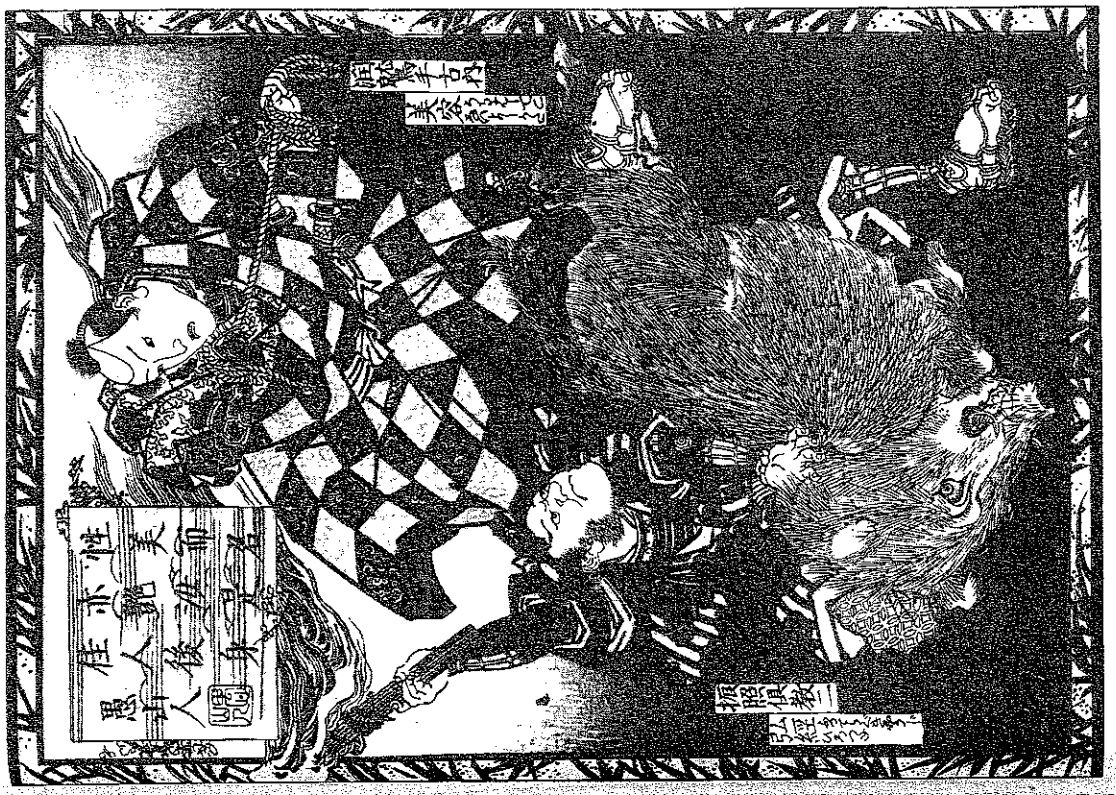
産水性
愚人後生命
人後生命
産水性

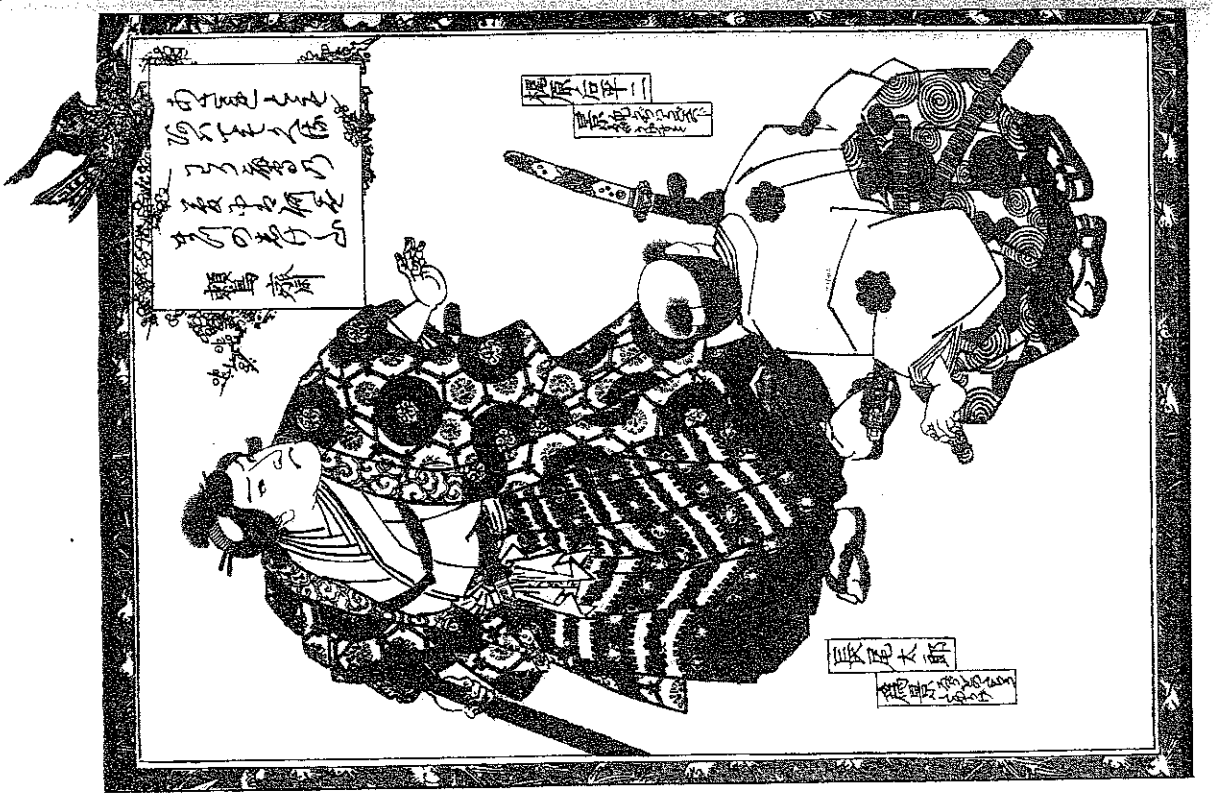

素晴らしき美容昭和史　昭和元年～昭和10年　その⑦

第1回美容術試験行われる（東京）

昭和5年9月14日、東京府下では第1回目の美容術試験が所轄警察のもとで行われた。理美容師の社会的地位が低く、蔑視された職業だった当時とすれば、業界多年の懸案であった試験制度の採用だった。また永年続いた封建的な徒弟制度に一石を投じ、近代化に向かう大きな一歩でもあった。しかし、受験者にとっては新たな関所となって悲喜こもごものドラマが展開されることになった。試験制度の採用と受験者の姿を追ってみよう。（文中敬称略）

※文中お名前は出しませんでしたが、試験制度実施に当たり、数多くの方々に貴重な体験を取材しました。深く感謝いたします。　編集部

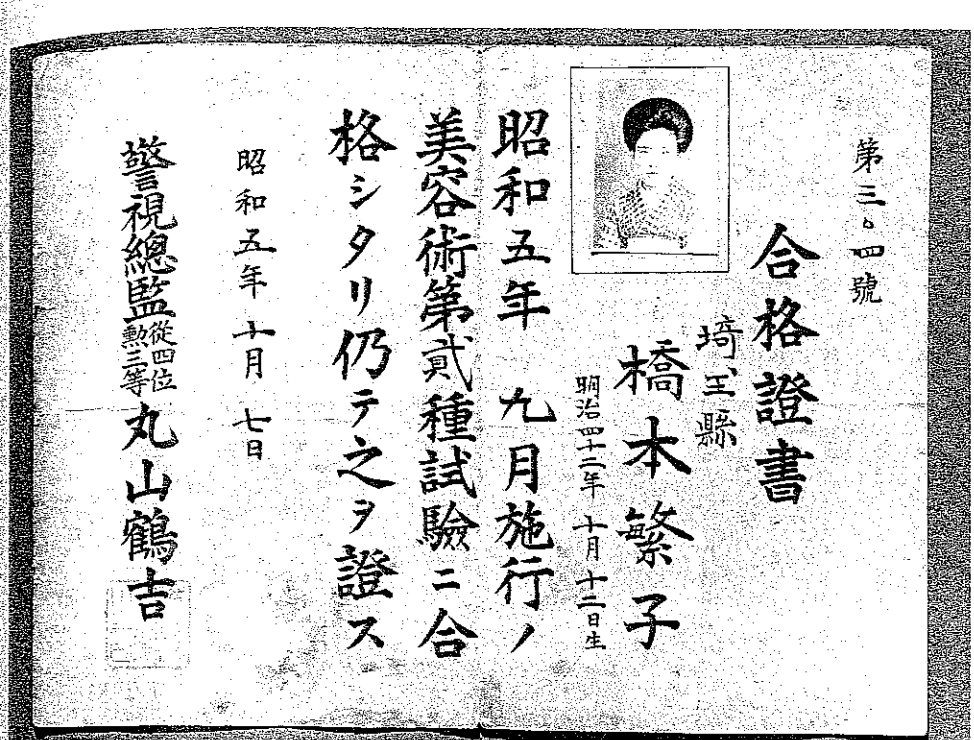

第三〇四號

合格證書

埼玉縣

橋本繁子

明治四十二年十月十二日生

昭和五年九月施行ノ美容術第貳種試驗ニ合格シタリ仍テ之ヲ證ス

昭和五年十月七日

警視總監從四位勲三等　丸山鶴吉

（写真上）昭和5年第1回目の美容術試験を受けた橋本繁子（東京新宿・橋本美容室）の合格証。
（写真下）昭和6年第2回の美容術試験を受けた山口はな（前列左端）と中野きくゑ（後列左から3人目）は、当時勤めていた柳家美粧院（東京本所・斉藤セツ経営）から同僚の兼近やすえ（後列左から2人目）と愛称梅さん（後列左から4人目）と共に4人で受験、合格した。（山口はな所蔵）

美容師の社会的地位向上、封建

第1回の試験（臨時試験）が行われた。試験の方法は、学科と実地があり、学科試

1987 No.51 3月

洲俗語映画論

本籍 [illegible]

柔林 ゆーるん

[illegible]

第四十二回 洲俗語柔林賞 [illegible]

映画の洲俗語柔林賞

昭和十二年 六月二十日

横井田班 [illegible]

[illegible] 映画部門 第四回